

令和6年度第2回（第184回）

福岡市都市計画審議会

議 案

令和6年11月5日（火）

天神スカイホール「メインホール A」

目 次

議案番号	件 名	頁
7	福岡広域都市計画駐車場の変更（市決定）	1
8	福岡広域都市計画下水道の変更（市決定）	5
9	福岡広域都市計画汚物処理場の変更（市決定）	1 3

議案第 7 号

福岡広域都市計画駐車場の変更（福岡市決定）

都市計画駐車場中、第 1 号福岡第一自動車駐車場を廃止する。

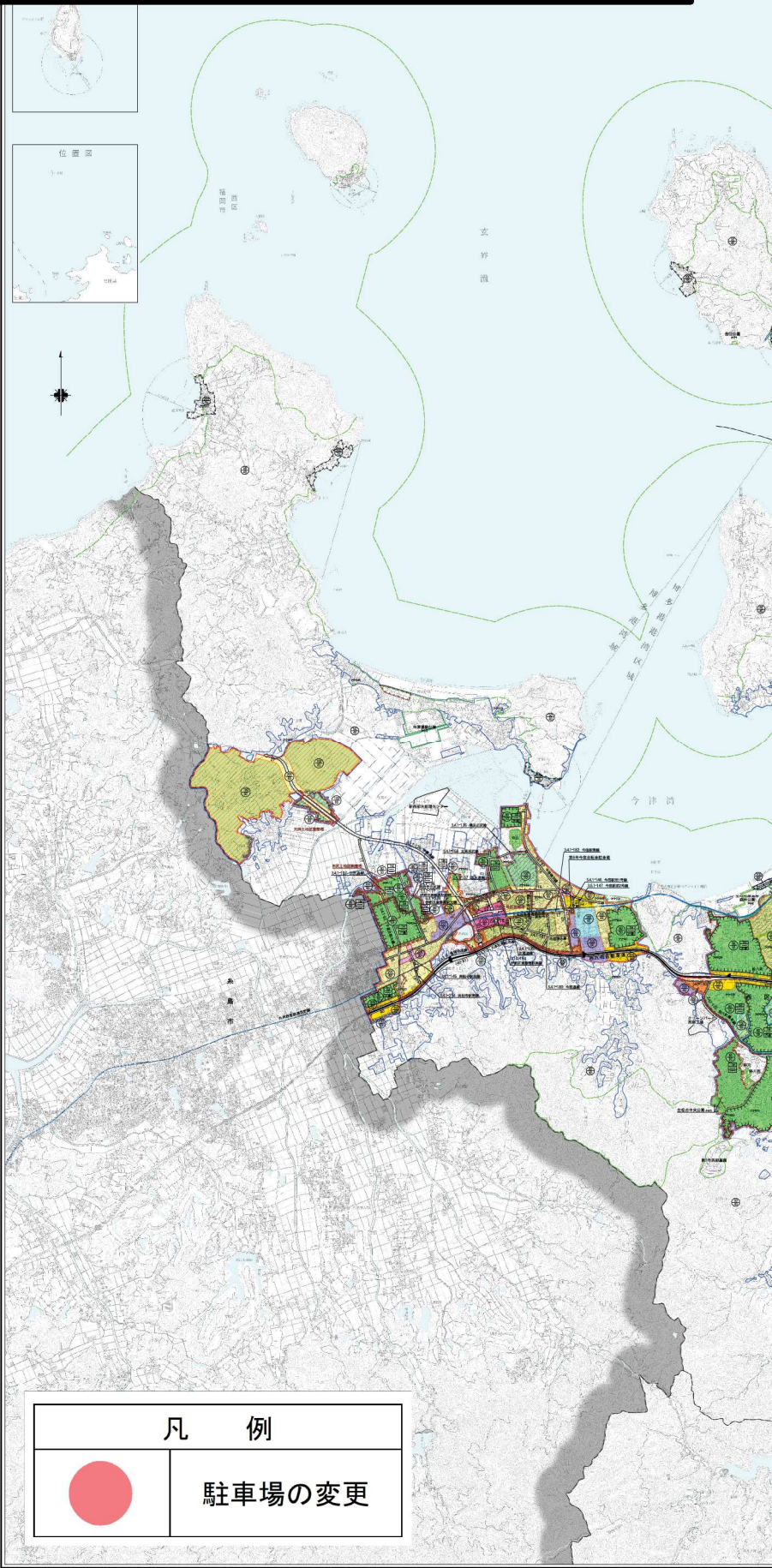
理由

天神地区における駐車場の需給状況の変化を鑑み、都市計画駐車場第 1 号福岡第一自動車駐車場について、本案のとおり廃止するもの。

福岡広域都市計画駐車場の変更（福岡市決定）

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界

	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。	
	指定区域区分界



[illegible]

令和六年四月

福岡県福岡市役所

※本総括図は、令和6年4月現在の都市計画の概略を示したものです。
建築や開発等の際には、用途地域等都市計画制限について必ず確認してください。

議案第 8 号

福岡広域都市計画下水道の変更（福岡市決定）

福岡広域都市計画下水道 福岡公共下水道「3. 下水管渠」に那珂川遮集幹線及び第4遮集幹線を、「4. その他の施設」に福岡中央ポンプ場を次のように追加する。

3. 下水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
那珂川遮集幹線	福岡市中央区那の津二丁目	福岡市博多区住吉一丁目	
第4遮集幹線	福岡市中央区荒津二丁目	福岡市中央区那の津二丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位置	備考
福岡中央ポンプ場	福岡市中央区那の津二丁目	約 9,300m ²

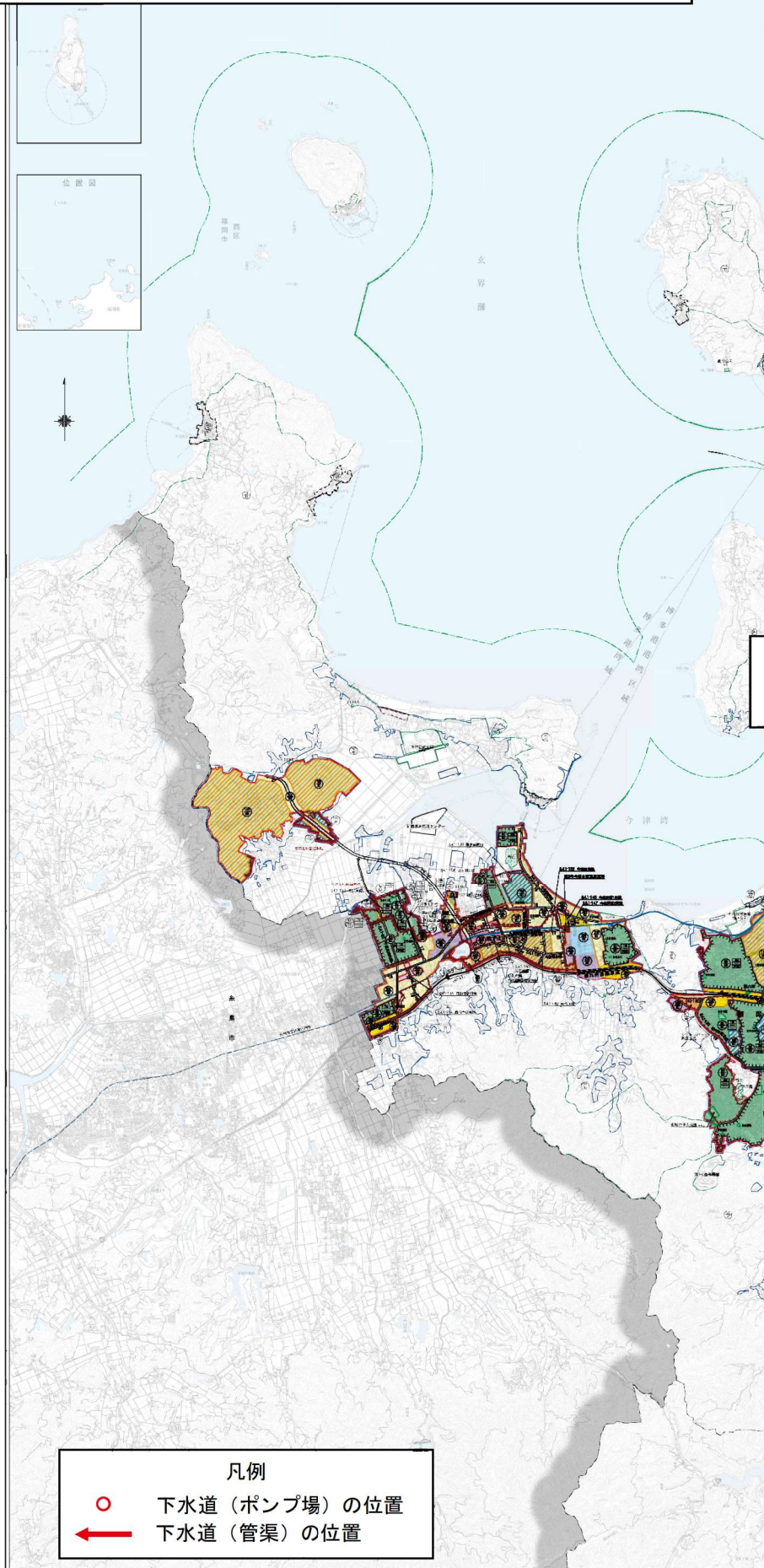
「区域は計画図表示のとおり」

理由

生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり変更するものである。

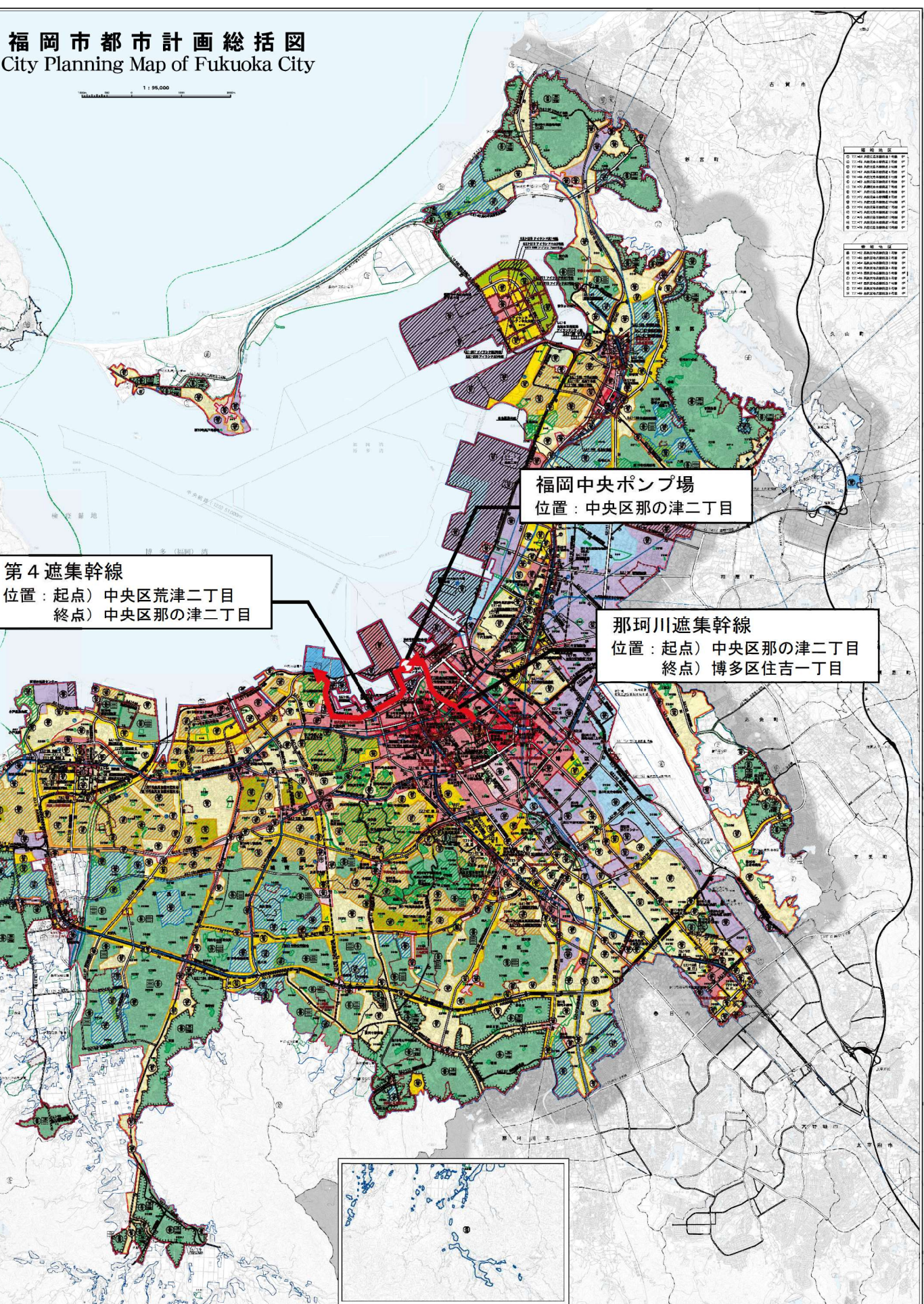
福岡広域都市計画下水道の変更（福岡市決定）

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区（特別用途地区）
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	指定区域区分界



福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

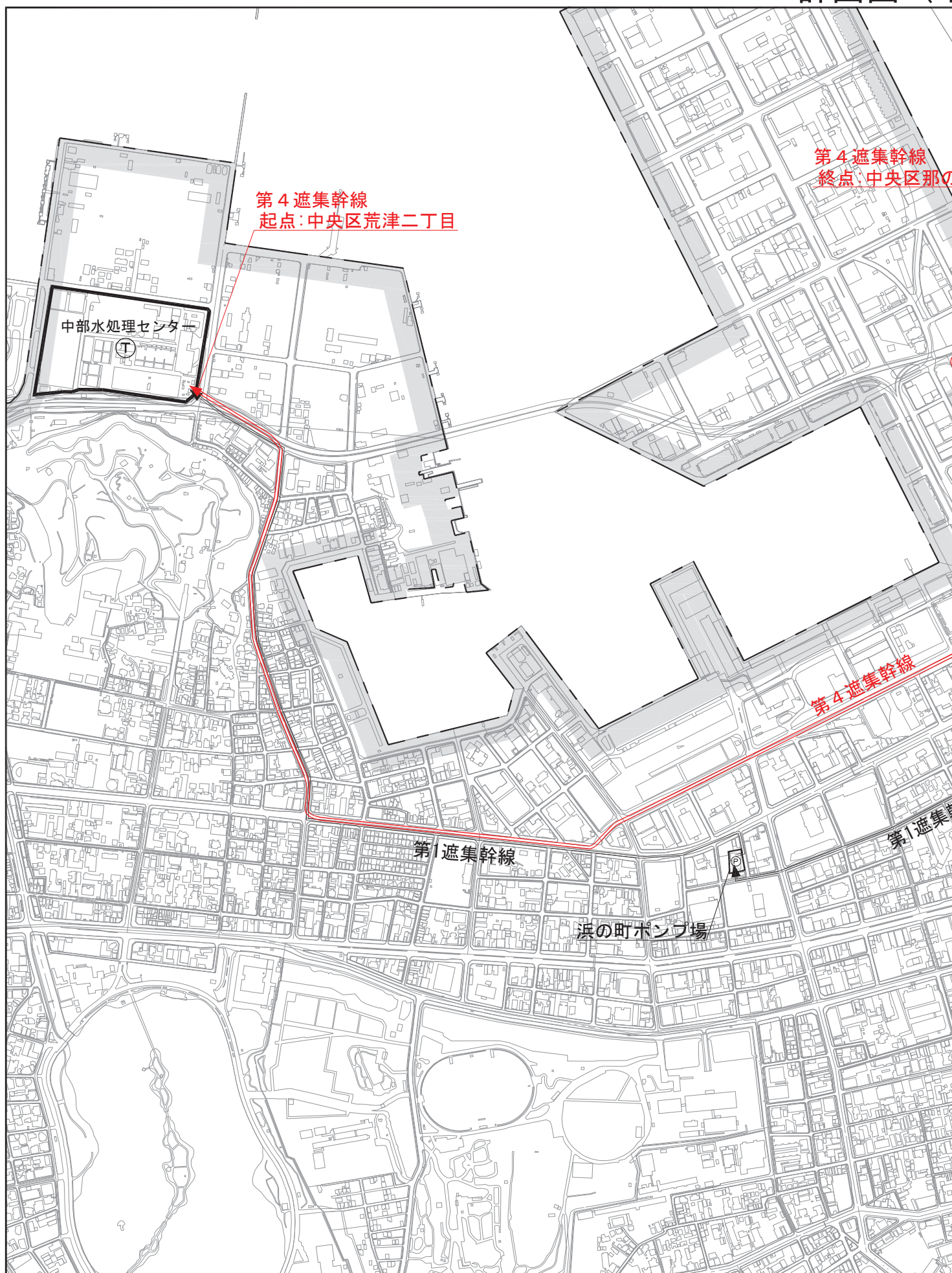
1 : 95,000



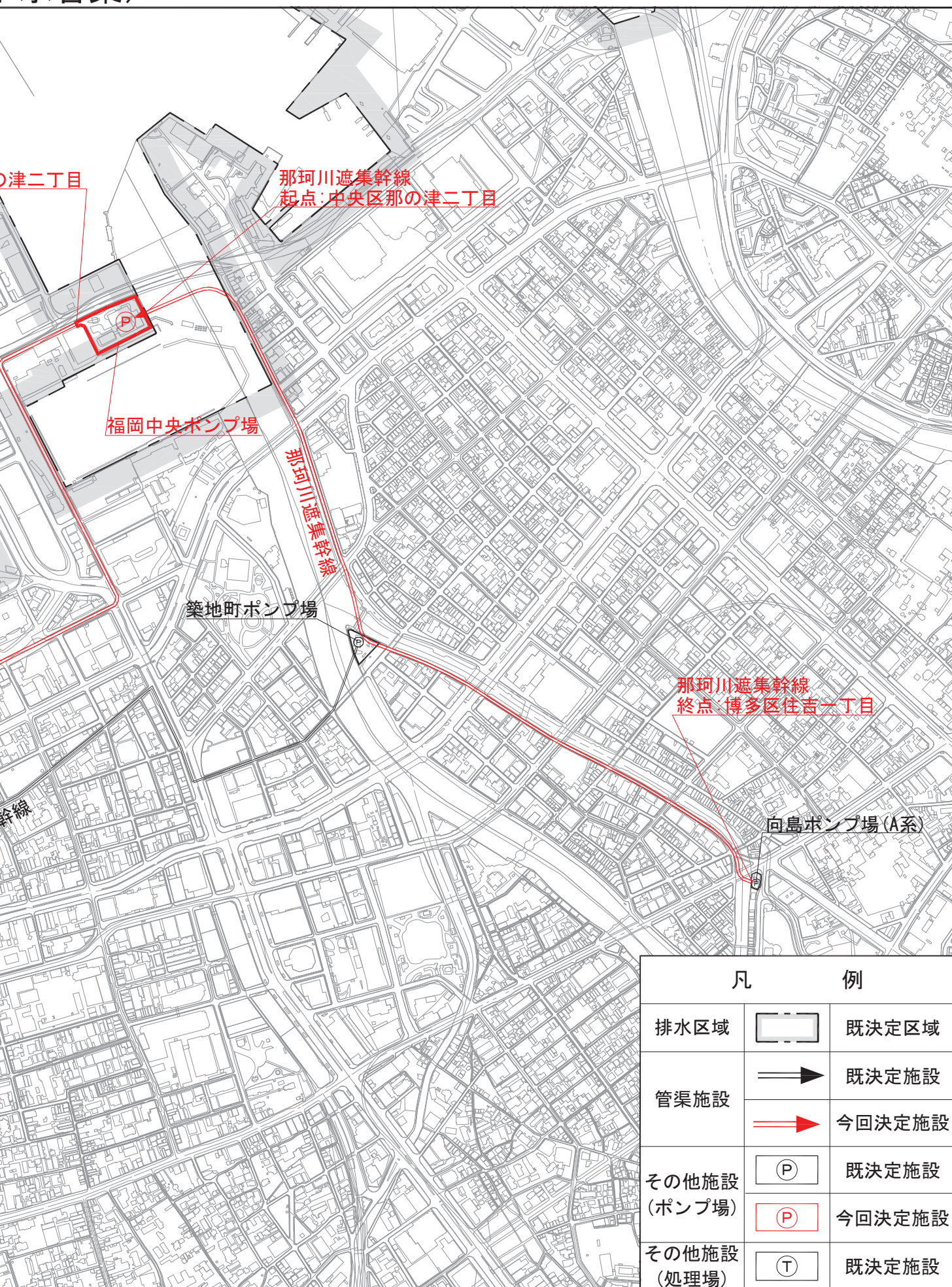
令和六年四月

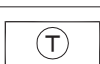
福岡市役所

※本図は、令和6年4月現在の都市計画の概略を示したものです。
建築や開発等の際には、用途地域等の計画詳細について必ず確認してください。



下水管渠)



凡	例
排水区域	 既決定区域
管渠施設	 既決定施設
	 今回決定施設
その他施設 (ポンプ場)	 既決定施設
	 今回決定施設
その他施設 (処理場)	 既決定施設

000
300 400 500

S=1:300

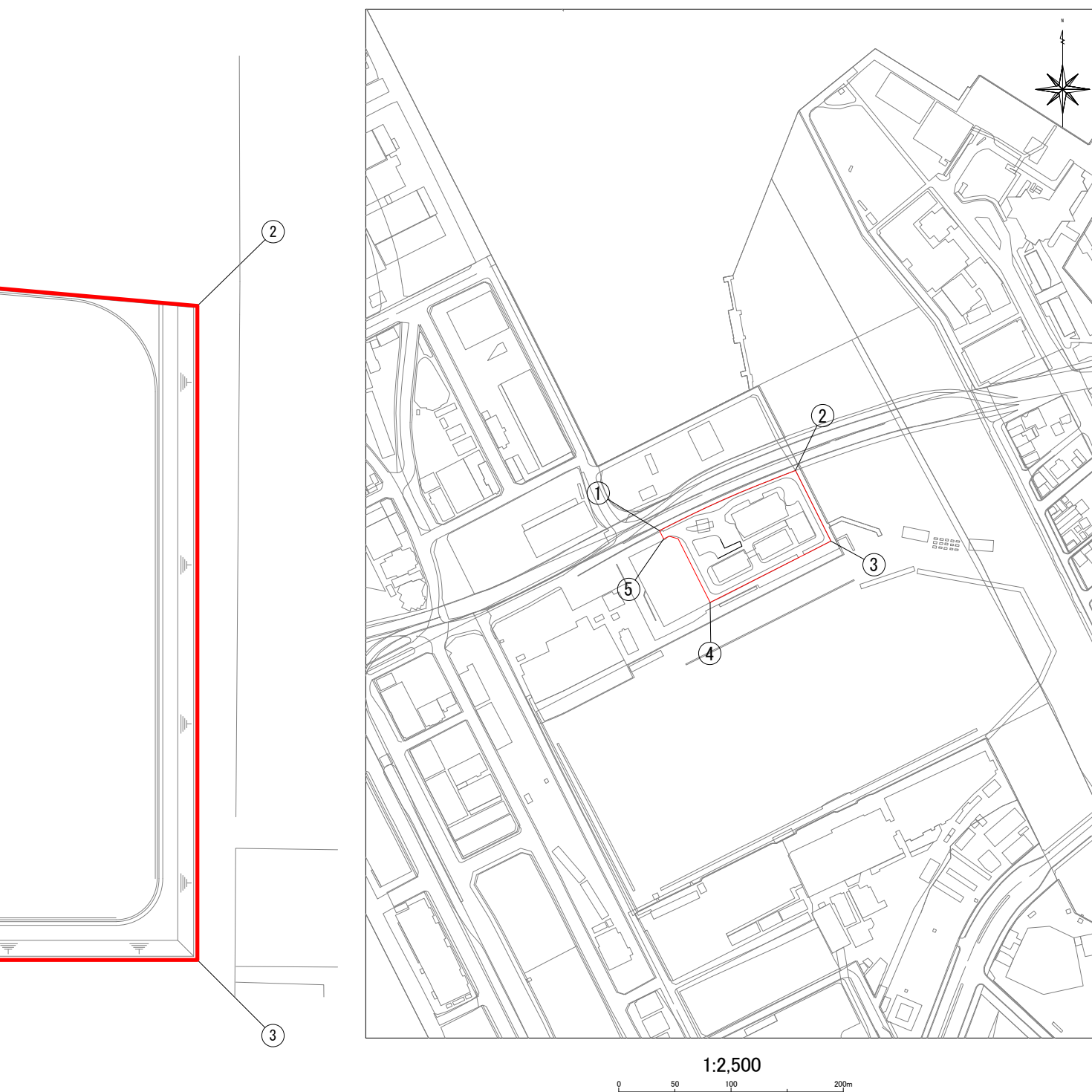


境界説明表

線 分	説 明
① - ②	地 番 界
② - ③	地 番 界
③ - ④	地 番 界
④ - ⑤	地 番 界
⑤ - ①	地 番 界

位置図

S=1:2,500



凡 例	
その他施設 (ポンプ場)	今回決定施設

議案第 9 号

福岡広域都市計画汚物処理場の変更（福岡市決定）

都市計画汚物処理場中、1 号 中部汚泥再生処理センター を廃止する。

理由

し尿の受け入れ場所を道路下水道局東部水処理センター敷地内に変更し、処理は同センターの既存設備で行うため、中部汚泥再生処理センターは廃止するもの。

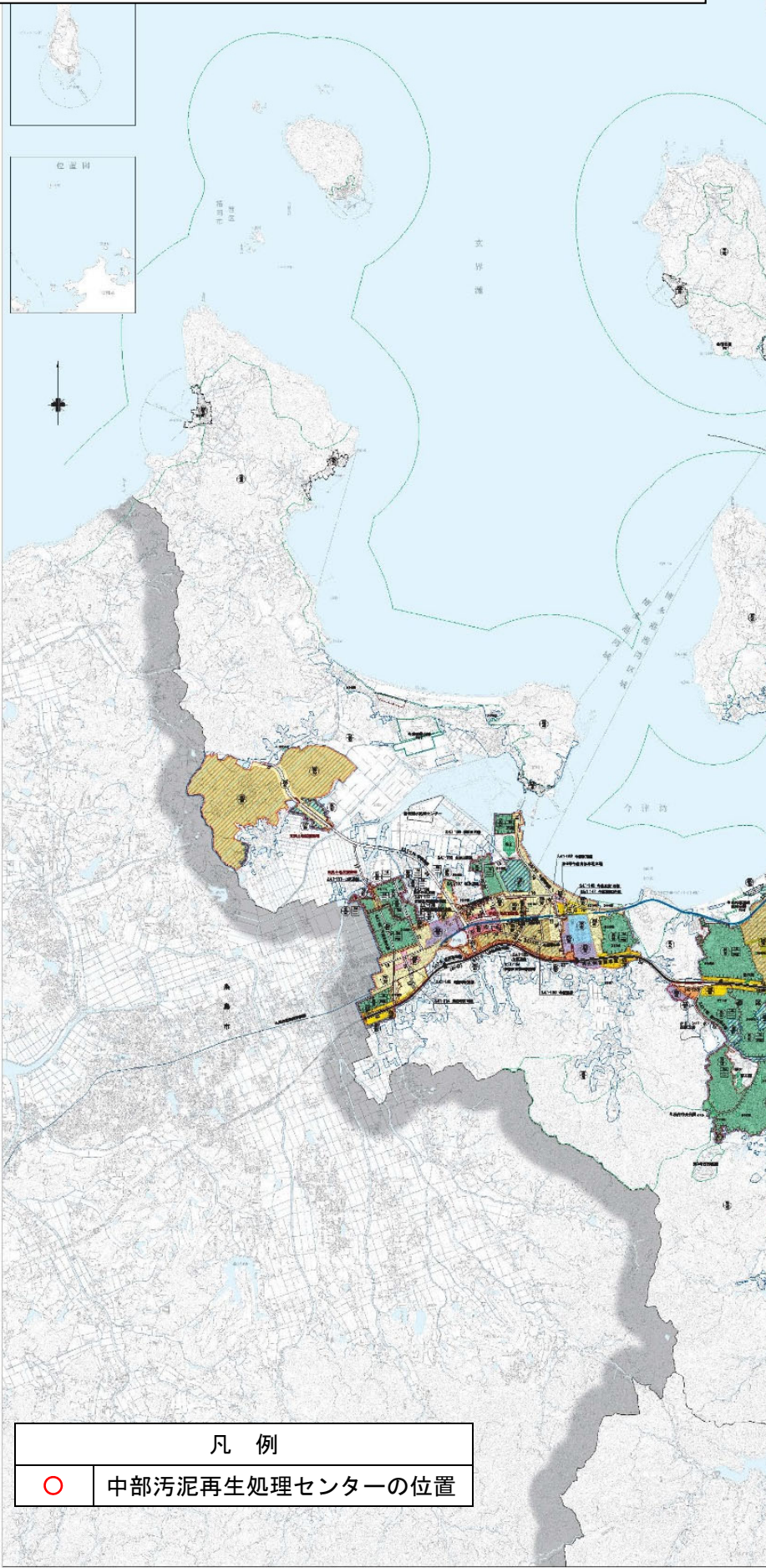
福岡広域都市計画 汚物処理場の変更（福岡市決定）

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度
	最低敷地規模
	戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界

上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)

注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。

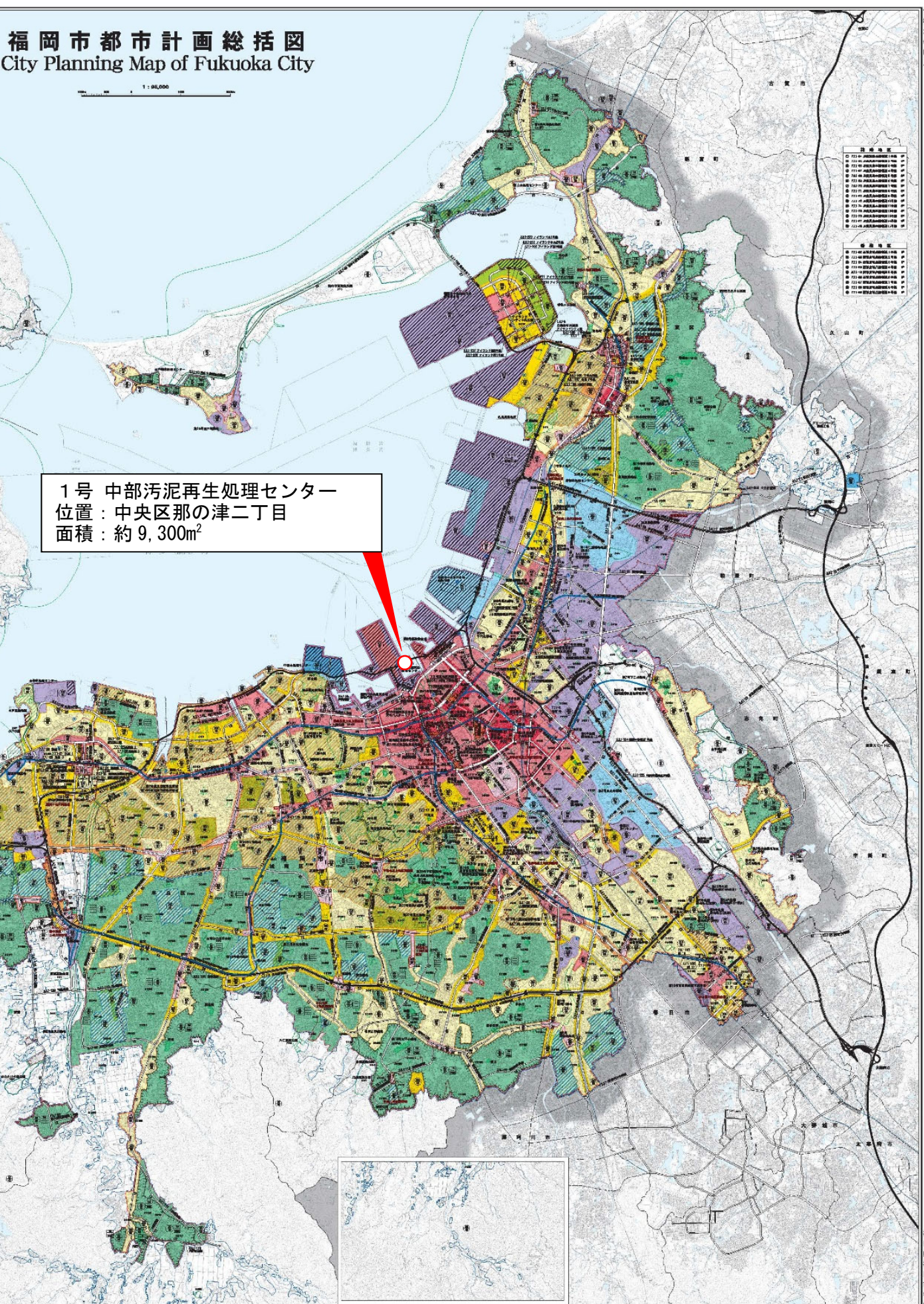
指定区域区分界



凡 例	
	中部汚泥再生処理センターの位置

福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 95,000



※本図は、令和4年4月現在の都市計画の概略を示したものです。
図表や関係図の他には、用途地域や都市計画決定事項について必ずご確認ください。